

● 子や親を含めたファミリーシップ宣誓を開始します

市では平成31年4月から「堺市パートナーシップ宣誓制度」を実施しています。
4月から、パートナーのみでなく、2人の子や親を含めたファミリーシップとしても宣誓を行うことができますようになります。

問 ダイバーシティ企画課 (☎228-7159 FAX228-8070)

今までの

堺市パートナーシップ宣誓とは

お互いを人生のパートナーとし、日常生活で相互に協力し合うことを宣誓した性的少数者の方に、宣誓書受領証を交付します。

拡充する

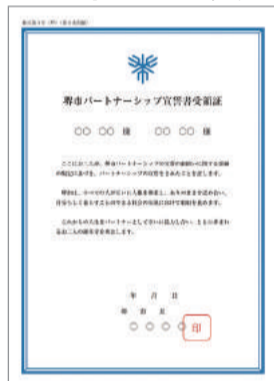
堺市ファミリーシップ宣誓とは



多様な家族のあり方を尊重するため、パートナーとなる2人に加え、ファミリーとなる人の名前を宣誓書受領証に記載できます。宣誓書に記載された方が家族の関係にあることを証明します。

宣誓書受領証

パートナーシップ



A4タイプ



カードタイプ

ファミリーシップ



A4タイプ



カードタイプ

宣誓書受領証はパートナーシップとファミリーシップの2種類あります。パートナーシップ宣誓をされた2人には、パートナーシップ宣誓書受領証(2種類)を、ファミリーシップ宣誓をされた2人には、ファミリーシップ宣誓書受領証(2種類)を交付します。
(ファミリーシップ宣誓で2人がご希望の場合は、宣誓に含めた子や親にも宣誓書受領証を交付します。)

ダイバーシティ～性の多様性～

性のあり方にはさまざまな感じ方があります。自分の性別をどう考えるかや、どんな性別にひかれるかも「個性」の一つです。



また、性的少数者の割合は、左利きの人の割合とほぼ同じだと言われています。「自分の周りにはいない」と思っている、気付いていないだけかもしれません。性の多様性について考えてみませんか。

制度開始日

4月1日(月)
※事前予約を受付しています。

交付場所

ダイバーシティ企画課(市役所高層館6階)

交付までの流れ

メール・電話・ファックスで事前予約
(宣誓希望日の3開庁日前まで)

連絡先 メール: partnership@city.sakai.lg.jp
☎・FAX **問** へ

記載内容 手続き希望日時・連絡先・予約者の氏名



予約した日時にダイバーシティ企画課へ

持ち物 本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカードなど)、住民票の写し、独身証明書か戸籍個人事項証明書 など



宣誓書受領証を即日交付
(即日交付できない場合もあります)



詳しくは↑

人権相談ダイヤル (☎228-7364)

人権が侵害されたと感じたことなど、さまざまな人権に関する相談を受け付けています。
また、性の多様性に関する相談も受け付けています。
本人だけでなく、家族や友人など周りの方も利用できます。

▶人権に関する相談先の一覧は13ページ

● 市の組織体制を強化

効率的な事務執行体制を構築するため、4月1日付で組織改正を行います。

①子どもの貧困対策などを推進



ひとり親家庭の経済的自立支援や困窮家庭の子ども・若者とのつながりの確保、各区の母子保健機能と児童福祉機能の連携を支援するため、子どもの未来応援室を新設。

②子育て環境の整備を推進



保育施策の情報発信を強化し、また、保護者の利便性・満足度を向上させるため、待機児童対策室を幼保推進課に統合し、幼保政策課に改称。
教育・保育施設への相談支援体制の強化や、効果的・効率的な指導監査の実施により安全・安心な保育環境を確保し、教育・保育の質を更に向上させるため、幼保支援課を新設。

③開かれた議会を実現



議会の機能と政策立案の強化につながる事務執行を確保し、議会・議員の政策立案・調査を支援するため、議会事務局を議会局に改称し、総務課と調査法制課を統合したうえで、政策総務課に改称。同課に法制担当課長を新設。

④上下水道局の経営力・技術力を向上



経営戦略の推進や技術力の向上に取り組み、適切な事業監理とガバナンスの強化を行うため、局次長を企業経営担当と技術監理担当の2人体制に変更。
併せて、設計審査機能を強化するため、局付けで技術力強化担当課長と工事検査担当課長を配置。

内容	問	☎	FAX
①②に関する事	行政経営課	228-8632	228-1303
③に関する事	政策総務課	228-7811	228-7881
④に関する事	事業サポート課	250-9108	250-9146